

## 平成31年1月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成31年1月28日〔月曜日〕 9時00分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会長	4番	脇田 峰生
職務代理	8番	日笠山 隆
委員	1番	上妻 力
//	2番	中村 正幸
//	3番	深田 広文
//	5番	羽生 友保
//	6番	杉 為昭
//	7番	鮫島 繁樹
//	9番	牛越 紀幸
//	10番	坂本 江里子
//	11番	岩本 延男
//	12番	河本 アツミ
//	13番	石寺 政和
//	14番	日高 仙三

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 非農地証明願いについて  
議案第3号 あっせんについて  
議案第4号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について  
議案第5号 農地法に基づく下限面積について



## ○局長

定刻になりましたので、1月の定例総会を開会いたします。会長にあいさついただき、引き続き、議事進行をお願いいたします。

## ○会長

皆さん、明けましておめでとうございます。委員の皆様におかれましては、輝かしい新年を迎えられたことと思います。

さて、去年は台風の影響によりまして、基幹作物である、さとうきびが非常に大きな被害を受け、前年に続き収穫量の減少が見込まれ、農家にとって非常に厳しい年明けとなったところです。農業委員会では遊休農地を解消し、さとうきびの増反計画など農地の有効活用を促進することで、農家の安定的な経営が図れるよう努めてまいりますので、今後の皆様の活躍に期待し、今年度もご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、気温の変化が激しい折ですので、体調管理には十分気をつけて頑張ってくださいと思います。

## ○議長

それでは、1月の定例総会を開会いたします。はじめに、日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員」の指名をいたします。議事録署名委員には、14番日高委員と1番上妻委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

## ○議長

続きまして日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

## ○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。資料は1ページから2ページになります。今月は「賃借権設定」5件、「所有権移転」2件、合計7件の申請がありました。

1番です。榕城桃園地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積721平米を使用貸借により5年間借り受けるものです。

2番です。榕城桃園地区です。台帳現況地目田の1筆で、合計面積1,992平米を賃借により5年間借り受けるものです。

3番です。榕城桃園地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積1,805平米を賃借により5年間借り受けるものです。

4番です。榕城城地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積1,555平米を賃借により5年間借り受けるものです。

5番です。榕城本立地区です。台帳現況地目田の1筆で、合計面積2,370平米を賃借により5年間借り受けるものです。

6番です。下西下石寺地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積522平米を売買により所有権移転するものです。

7番です。下西下石寺地区です。台帳現況地目田の1筆で、合計面積138平米を贈与により所有権移転するものです。

以上、本件1番から7番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

## ○議長

ただいま事務局の方から説明がありました。続きまして担当委員の報告をお願いします。

## ○5番委員

5番です。整理番号1から整理番号5まで、借り人が同じ人ですので一括して報告いたします。1月23日に自分と担当推進委員で、借り人の案内のもと現地調査を行いました。借り人

は、郵便局を退職し今は農業することが生きがいであるということで、農地を増やしている状況です。農業するための機械は揃っております。とてもまじめな人柄の印象を受けました。整理番号1の農地につきましては、ブロッコリー等、家庭菜園的な野菜が植えられておりました。

次に、整理番号2は、以前、あっせん農地で借り手が見つからず放地されていた田んぼでございましたが、今は、きれいに整理されており、今年から水稻を作付けするとのことでありました。

整理番号3につきましては、小麦が作付けされており、ここもきれいに管理しておりました。

整理番号4は、木造式の平張りハウスにレザーリーフファンが植えつけられており何度か出荷したということですが、投資金額の挽回までには至っていないということで、今後の検討が期待されます。

整理番号5は、5筆からなる田んぼで、道路沿いの比較的形状の良い田んぼでございました。整理番号1・3・4は、数年前から借用していたということでありましたが、今年から整理番号2・5の田に米を作付けするというので、正式に3条申請の手続をしたということでありました。賃借料等につきましては、それぞれの貸し人に電話ですべてを確認し申請書のとおりであります。従って許可相当と認めます。以上、報告を終わります。

### ○13 番委員

はい、13番です。整理番号6番・7番について説明いたします。23日譲受人、担当推進委員立ち会いのもと現地調査を行いました。この物件は所有権移転ですが、この農地の全体の面積が5反歩ほどあります。登記簿台帳では、7筆に分かれております。昨年11月に所有権移転の申請をしていますが、その際、今回の地番が漏れてることに行政書士が気づき、今回の申請となっております。現在、さとうきびを植え付けてあります。譲渡人とは電話で確認をしております。7番についてですが、7番の譲渡人と譲受人は親戚にあたります。この物件は、譲受人所有の田に隣接しており、10年ほど前から耕作をしております。譲渡人は、土地持ち非農家でございますが、以前は、園芸中心の作物を作っておりましたけど、夫が亡くなってから、現在、何もしておりません。そういうことで、面積も少ないということで贈与としての申請でございます。譲渡人とは電話で確認を取っております。以上です。

### ○議長

はいありがとうございました。ただいま、議案第1号について、事務局並びに担当委員の方から説明がありました。これについて質疑のある方は挙手でお願いいたします。

### ○2 番委員

2番です。事務局に教えてほしいのですが、契約の種類ですが、使用貸借権と耕作貸借権では何が違いますか。

### ○事務局

使用貸借権は無償での貸し借りになります。

### ○議長

他に、無いようですので採決をいたします。議案第1号について原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

### ○議長

ありがとうございました。全員の賛成ですので議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり許可することに決定いたします。

### ○議長

続きまして、議案第2号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

### ○事務局

説明に入る前に訂正があります。整理番号2番について、平成15年頃から耕作せずとなっ

ていますが、昭和 50 年頃からに訂正をお願いします。また、交付基準について交付基準 1 (イ) となっておりますが、交付基準 3 (イ) に訂正をお願いいたします。それでは、議案第 2 号「非農地証明願いについて」を説明いたします。資料は 3 ページです。

1 番です。榕城上之原町地区です。台帳地目は田ですが、昭和 52 年頃から耕作せず、現在山林となっております。交付基準 1 (イ) に基づいた申請です。

2 番です。下西下石寺地区です。台帳地目は畑ですが、昭和 50 年頃から耕作せず現在原野となっております。交付基準 3 (イ) に基づいた申請です。以上で説明を終わります。

**○議長**

ありがとうございました。これについては、25 日に現地調査が行われております。それでは調査委員長の報告をお願いいたします。

**○3 番委員**

3 番です。議案第 2 号の 1 番について報告をさせていただきます。1 月 25 日に、2 番委員並びに地区担当委員及び推進委員、事務局 2 名、申請人、案内人立ち会いのもと現地調査を実施をいたしました。現地は、榕城校区上之原町地区の種子島高等学校野球グラウンドの南側に位置するところにあります。現地は申請地及び周辺も、写真のとおり、雑木林が繁茂しておりまして、今後農地として復旧、活用は到底無理かと判断をいたしました。よって許可相当と意見の一致を見ましたので報告をいたします。以上です。

次に、2 番について説明をいたします。現地は、下西校区下石寺地区のごみ処理施設の南側に位置するところにあります。現地は写真のとおり雑草が茂っておりますが、40 年前から、表土もなく土質が砂地で作物も思うように育てることができなかつたというところで、そのころからもう荒廃状況にあったということです。現地及び周辺の土地も確認をいたしましたけど、現在も表土もほとんどなく畑としても、復旧、活用は困難と判断をいたしましたので、許可相当と意見の一致を見ましたので以上報告をいたします。

**○議長**

ありがとうございました。それでは続いて担当委員の報告をお願いいたします。

**○5 番委員**

5 番委員です。整理番号 1 につきましては、調査委員長の報告のとおり間違いありません。以上です。

**○13 番委員**

はい、13 番です。2 番について、調査委員長の説明のとおり土壌も悪く、農地としての復活が不可能じゃないかということで、意見の一致をみましたので、よろしく願いいたします。以上です。

**○議長**

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局及び調査委員長並びに担当委員の方から説明がありました。これについて質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**○議長**

無いようですので採決をいたします。議案第 2 号「非農地証明願いについて」、非農地として承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

**○議長**

ありがとうございました。全員の賛成ですので、議案第 2 号「非農地証明願いについて」は、非農地として承認することにいたします。

**○議長**

続きまして、議案第 3 号「あっせんについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

議案第3号「あっせんについて」です。資料は4ページから5ページになります。

4ページ上段「貸したい」の申し出です。場所は住吉里之町地区です、賃借料は標準額より安くても構わないとのことです。あっせん委員につきましては、1番上妻委員と3番深田委員にお願いいたします。

4ページ中段「貸したい」の申し出です。場所は上西花里崎地区です。賃借料は標準額でお願いしたいとのことです。あっせん委員につきましては、4番脇田委員と8番日笠山委員にお願いいたします。

4ページ下段「貸したい」の申し出です。場所は国上浦田地区です。あっせん委員につきましては、8番日笠山委員と12番河本委員にお願いいたします。

5ページ上段及び中段「貸したい」の申し出です。場所は榕城本立地区です。上段及び中段については2筆で1枚となっております。賃借料は標準額でお願いしたいとのことです。あっせん委員につきましては、4番脇田委員と5番羽生委員にお願いいたします。以上です。

#### ○議長

はい、ありがとうございました。今月は「貸したい」の申し出が5件でありました。これについて、質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

#### ○議長

無いようですので「あっせん委員」になられた方はよろしくお願いをいたします。

#### ○議長

続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第4号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。「利用権の設定」を説明いたします。1の1ページをお開きください。

1段目です。期間が2019年2月1日から2024年1月31日の5年間、地目畑及び畑、面積はそれぞれ5,968平米及び10,230平米、利用権の設定をする者7人、受ける者5人です。

2段目です。期間が2019年1月31日から2029年1月30日の10年間、地目畑、面積43,080平米、利用権の設定をする者1人、受ける者の1人です。内訳については、1の2ページを詳細については1の3ページから1の12ページをご覧ください。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長

ありがとうございました。ただいま、事務局の方から説明がありました。「利用権の設定」整理番号1番から8番について審議をいたします。なお、整理番号7番と8番につきましては、10番委員が利用権を設定する者になっており、このことについては、農業委員会法第31条の議事参与の制限に該当することから、2分割して審議をいたします。まず、整理番号1番から整理番号6番について審議いたします。それでは担当委員の報告をお願いいたします。

#### ○2番委員

2番です。整理番号1・2は、借り人が一緒に割畑でしたので合わせて報告いたします。

1月27日、借り人立会いで現地調査を行いました。借り人は畜産と普通作を営む現和校区在住の認定農家です。現地には牧草を植え付けておりました。農業機械についても一式揃っており、経営技術においても何ら申し分ありません。なお、貸し人とは電話にて確認しております。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。

整理番号3について報告します。1月25日、借り人立会いで現地調査を行いました。借り

人は普通作を営む現和校区在住の農地所有適格法人です。現地は、去年より作付けしておらず、荒れ始めた田んぼであり、今回の契約となり、安堵しております。春には、米を作付けする予定だそうです。農業機械についても一式揃っており、経営技術についても何ら申し分ありません。なお、貸し人は高齢のため、娘さんに電話で確認しております。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。

整理番号4について報告します。1月27日、借り人立ち会いのもと現地調査を行いました。借り人は、普通作、畜産を営む現和校区在住の認定農家です。春には飼料米を作付けすることでした。農業機械についても一式揃っており、経営技術においても何ら申し分ありません。

なお、貸し人とは自宅を訪問し確認しております。以上、双方確認の結果、許可相当等考えます。

整理番号5について報告します。1月24日、借り人立ち会いのもと現地調査を行いました。借り人は、普通作を営む現和校区在住の認定農家です。現地は、さとうきびを植え付けておりました。農業機械についても一式揃っており、経営技術についても何ら申し分ありません。貸し人は高齢のため、息子さんに電話して確認しております。双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

#### ○10 番委員

10番です。整理番号6番について説明いたします。1月25日、貸し人立ち会いのもと推進委員と共に現地調査を行いました。貸し人と借り人は親子関係で、借り人は、8年前から就農し、茶業を営んでおります。機械等も所持し、農事法人組合員に所属しております。担い手不足が叫ばれる中、このような若者が活躍してくれることを期待しております。その結果、許可相当と考えます。よろしく申し上げます。以上です。

#### ○議長

はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の方から説明がありました。これについて質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

#### ○議長

無いようですので採決をいたします。「利用権の設定」整理番号1番から6番について、原案どおり承認する方は挙手でお願いいたします。

#### ○議長

ありがとうございました。全員の賛成ですので、「利用権の設定」整理番号1番から6番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

#### ○議長

続きまして、「利用権の設定」整理番号7番と8番について審議いたします。審議の間、10番委員の退出を求めます。それでは担当委員の報告をお願いします。

#### ○13 番委員

はい、13番です。番号7番、8番について説明いたします。借り人が同一ですので、まとめて報告をいたします。23日、借り人、担当推進委員で現地調査を行いました。貸し人は、双方とも土地持ち非農家でございます。借り人は、お茶専業農家でございます。契約年数、借地料も前回と同じでございます。それぞれの貸し人とは電話で確認をとっております。更新ということで問題は無いと思っておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○議長

ありがとうございました。この件について質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

#### ○議長

無いようですので採決をいたします。「利用権の設定」整理番号7番と8番について、原案どおり承認する方は挙手をお願いいたします。

#### ○議長

ありがとうございました。全員の賛成ですので、「利用権の設定」整理番号7番と8番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。ここで、10番委員の入室を許可します。

#### ○議長

続きまして、議案第5号「農地法に基づく下限面積の設定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第5号「農地法に基づく下限面積の設定について」をご説明いたします。資料の6ページをお開きください。本案は、農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積の別段の面積について見直す必要があることから下記のとおり設定しようとするものです。それでは設定の詳細についてですが、まず別段面積を設定する地域は市内全域とし、設定面積は30アール、変更日は平成31年4月1日とするものです。提案理由は、近年、農業経営体が不足し、農地の遊休化が深刻な状況にあり、毎年農地利用状況調査結果においても、遊休農地面積が昨年の65.1haに対し、今年度は77.2haと増加していることを踏まえ、遊休農地の発生防止・解消及び相続未登記農地の解消や新規就農者を促進しなければ、農地の保全及び有効利用が図れないことから、下限面積の別段面積を設定しようとするものでございます。

次に、本日お配りした資料をご覧ください。そもそも下限面積とは、耕作を目的として農地の利用を取得する場合には、農地法第3条に基づく許可が必要であり、この許可の要件の一つとして下限面積要件がございます。それが現在50アールであります。ただし、下限面積の基準については、平成21年の農地法改正により、地域の実情に応じて農業委員会の判断で別段の面積を定めることが可能となっており、このことについては、毎年見直すことが義務づけられているところでございます。これまでは、見直しをする必要がなかったため、50アールで来ていたというところでございます。

今回、本市においても、先ほど申し上げました提案理由等により状況が変わってきておりますので、農地法施行規則第17条に基づいて別段の面積を定めようとするものでございます。

さらに農地法施行規則第17条には第1項と第2項がございますが、今回の見直し案は、第1項の基準にかかわらず、適当と認められる面積を設定しようとするものでございます。あくまでも新規就農者等の受け入れの促進により農地の有効利用を図る観点からでございます。

また農地の保有及び利用状況の見直しや、農業者の営農意向等も考慮し、小規模農家が増え、集団的な農地利用等に支障のない設定であると判断しております。各市町村の設定状況については、裏面に一覧をつけてございますので、ここを参考にしながら、本日は、特に、この30アールという見直しの面積、それから変更の時期について、ご審議方をよろしくお願いいたします。以上です。

#### ○議長

はい、ただいまの下限面積のことについて事務局の方から説明がありました。新規就農する方たちが、現状の50アールで新規就農するというのが非常に難しいということ、また遊休農地が増えている中で、新規就農者がスムーズに参入するためには、下限面積の別段面積を設定した方がよいのではということで、今回、このような見直し案となったわけですが、ここにも書いてありますように平成21年から毎年、下限面積を審議するということが報告にありましたように今までは50アールで何ら問題はなかったのですけれども、遊休農地がとにかく増えているということで、農地の有効利用を図る為にも、下限面積を30アールにしようかということです。皆さんのほうから質疑があったらよろしく願います。

#### ○14番委員

14番です。この下限面積につきましては、これまでずっと50アールということであったのですが、提案理由を見ても、やはり最近の農地の状況等、新規就農の促進という考えで、これ



に関しては賛成したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございます。他に何か皆さんの方から意見はありませんか。

○2 番委員

2番です。下限面積を下げることについては、賛成です。今回、50アールを30アールにという事ですが、せっかくなので、できれば10アールぐらいでもいいのではないかと考えています。実は、自分の息子も新規就農ということで準備をしていますが、自分の場合は、親の畑を息子に譲りますから、別段問題ないのですが、自分一人で始めようとした場合、10アールでも30アールでもそれだけお金がかかるわけですから、今、反当り1万3千円ですので、そうすれば結構なお金になってきますので、そういった就農時の負担を考えれば、最低10アールであれば、畑を簡単に借りられますし、そこから始めるとするならば、逆に30アールより10アールという最低ラインで設定した方が、新規就農の方は入りやすいのではないかと思います。以上です。

○議長

ありがとうございました。他にありませんか。

○9 番委員

9番です。昨年、新規就農した実体験として申し上げます。実際、種子島では畜産も盛んで私の場合は養鶏だったんですけども、養鶏だと、そんなに畑は必要ではないのですが、新規就農を目指すための下限面積設定であるならば、低いほうがいいと私も思います。ちなみに、私の知人でも花卉、レザーリーフファンとかフェニックスロベとかやっていきたいという希望者がいて、実際、レザーリーフファンとかフェニックスロベは1反でも結構収益があるらしいので、そこから始められるような支援としては、私も10aから設定したほうがそういった人たちに支援できるのかなと思います。以上です。

○議長

はい、ありがとうございます。いろんな意見が出ましたけれども、私も確かに下限面積は10アールでも構わないと思います。というのが、新規就農をして準備型から始まって、開始型になって就農している方がやっぱり下限面積の50アールから始めていますが、栽培した作物がスナップから始まりましたので、スナップの手入れをやっていて、他の畑まで手が回らず、実際、普通の農家であれば50アールぐらいの面積をこなせるのですけれども、新規就農となるとなかなか難しく、借りた畑も手が回らず荒れかけているという事例もありますので、収量性の高い作物であれば10aからでも十分やっていけるのではないかとということで私も、10アールでもいいのではないかなというふうなことは考えております。

○議長

他に皆さんの意見が無いようであれば、採決をいたします。議案第5号(案)について、原案どおり賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

採決の結果、賛成と反対が同数となりましたので、再度、審議いたします。

○8 番委員

10aという意見も出ておりますので、20aではどうでしょうか。

○議長

それでは、再度、採決をいたします。今のご意見に賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。それでは、賛成多数でありますので、議案第5号については、下限面積を20aに変更し決定をしたいと思っております。

○2 番委員

はい、2番です。これは毎年、見直しをするのですか。

○議長

はい、下限面積の見直しについては、毎年、審議するようになっておりますので、必要に応じて変更していく事は可能です。


○6番委員

6番です。あの意見として、ちょっと疑問に思ったのですが、下限面積を下げることで、その新規参入が増えるのか、農業委員の役割として新規参入しやすい環境づくりということも念頭に入れて、改めて、農業委員として話し合う機会を持った上での、その面積設定というのも、今後は必要ではないかと思っておりますのでご配慮下さい。以上です。

○議長

はい、ありがとうございます。確かに最もな意見だと思います。あくまでも、新規就農しやすい環境づくりと耕作者を増やすという事が目的ですのでご理解をいただきたいと思っております。それでは、議案第5号については、平成31年4月1日より設定いたします。

以上で本日の議案審議を終了いたします。

会 長 脇田峰生 

14番委員 日高弘三 

1番委員 上妻力 